

東近江市立船岡中学校いじめ防止基本方針

(平成29年度改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたいじめから一人でも多くの生徒を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚する必要がある。本校では、「いじめ対策委員会」を常設し、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」を策定し、市教育委員会と適切に連携のうえ、当該基本方針に基づき、いじめの問題に組織的に取り組むこととする。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

中学生は、学校で共に生活する中で、時にはぶつかり合いながら人間関係を学び、社会性を身につけていくものである。その過程に日常的に生徒に関わり、よりよい人間関係について指導していくことは学校教育において重要であり、いじめ対策もその延長線上にある。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を形式的に行うのではなく、被害を受けた生徒の立場に立ってその気持ちを大切に問題解決に当たることや、加害の立場の生徒も含めた全ての生徒の心に寄り添い、親身になって指導を行うことが重要だと考える。

また、集団での指導を通して仲間を思いやる心を育み、いじめを産まない環境作りを進めるとともに、保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの早期発見に努め、いじめの可能性のある事案には適切かつ迅速に対処し、教職員が一致して問題の解決にあたる必要がある。

(1) いじめの防止

中学生は、対人関係能力についても学習途上の未熟な存在であり、いつ、どの生徒の間でもいじめは起こりうるものである。そのため、いじめ未然防止の取り組みも全ての生徒を念頭に置いて行うことが必要であり、人権学習を通して人権の意義や人権問題に関する理解を深めるとともに、教育活動全体において、豊かな情操や規範意識、自尊感情、温かい人間関係を築く力を育てていく。

また、生徒会活動などを通じて集団としての自治の力を育み、「いじめを絶対に許さない」意識を高めるとともに、規律を重視し、自らの力で問題を解決できる学年・学級集団作りを推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめを解決するためには、早期の発見と迅速な対応をすることが不可欠である。生徒同士の多様な関わりの中でいじめの状況は見えにくくなっているため、生徒の様子を表面的に捉えるのではなく、

日頃から子どもの様子を多面的な視点で観察し、生活の小さな変化や生徒から発せられるサインを見逃さないよう努める。またインターネットの普及などにより交友関係が広がった結果、いじめはより複雑化・潜在化する傾向にあり、大人の目が届かない範囲が急速に広がっている。一人ひとりの生徒と信頼関係を築き、いじめを受けたことを生徒が話せたり、友達がいじめを受けていることを周囲の生徒が教職員に話せたりするような環境作りを大切にする。また、平素より教職員間でいじめの対応について共通理解し、情報を共有していく。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合は、すでに深刻な事態になっているという認識に立ち、校長を中心としていじめ対策委員会において組織的に対応する。いじめを受けた生徒の安全を確保し、いじめを受けた生徒の気持ちを第一に考えながら対応する。関連する生徒からの聞き取りを行いできるだけ客観的な事実を確認した後、適切な支援を行っていく。教職員がいじめの情報を共有しないことは、法第23条第1項の規定に違反することから、学校では平素から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図る。同時に家庭、教育委員会へ連絡・報告し、連携を密にする。

一定の指導を進めた結果、十分な効果が得られない場合は、必要に応じて警察・司法・医療・福祉等の関係機関と適切な連携を図る。

2 いじめ対策委員会の設置

①役割

- ア) いじめの防止等の取り組みについて計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取り組みについて、全ての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取り組みについての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取り組みを行う
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取り組みの検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

②構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、生徒指導主事、教育相談担当の主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとし、個々の事案に応じて、関連の教職員を追加する。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官など外部専門家

の参加を得ていく。

③関係する委員会等との連携

いじめの防止等の取り組みの実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談委員会、人権教育委員会等と役割分担し、連携して取り組む。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) いじめの防止のための取り組み

ア) いじめについての共通理解

- ・いじめの原因・背景、いじめを把握した場合の対処のあり方や具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知徹底し、共通理解を深める。
- ・生徒理解に資するため、特別な支援を必要とする生徒についての情報交流や研修を推進する。
- ・平素から、教職員が積極的に生徒についての情報を共有する。

イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、体験活動の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、人権を尊重する実践的態度を養う。
- ・行事の取り組み等を通して、意見の相違があっても互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や、円滑にコミュニケーションを図るための能力を育成する。
- ・情報教育を通して、メディアリテラシーについての理解を深め、情報機器の適切な使用やコミュニケーションのマナーを育成する。

ウ) いじめが行われないための集団の育成

- ・規律を重視し、学級・学年の目標や課題を生徒同士が共有できる集団作りを推進する。
- ・生徒会活動等により、生徒が自らいじめについて考え、主体的に考え、呼びかけることのできる取り組みを進める。

エ) 生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

- ・授業や行事の取り組みにおいて、どの生徒にも活躍の場があり、自己有用感を高められる機会をつくる。
- ・学習や部活動等で、困難な状況を乗り越えることで自信をつけ、自己肯定感を高めることのできる活動を設定する。

オ) 家庭や地域との連携

- ・家庭や地域に対して、いじめ問題に取り組むことの重要性を啓発するとともに、家庭訪問、学校通信やPTA活動などを通して家庭や地域との緊密な連携を図る。
- ・PTA活動等において、携帯・スマートフォンの使用や、ネットいじめ等に関する研修等を実施する。

- ・家庭訪問等を通じて家庭と連絡を取り合い、学級担任と家庭との信頼関係を築く。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・休み時間の声かけをするなど、日常的に積極的に生徒と関わることで生徒との信頼関係を築き、安心して相談できる環境をつくる
- ・どの生徒にも複数の教職員が関わりを持ち、多面的な支援ができるようにする
- ・定期的に生活アンケートや教育相談を行い、生徒の状況を把握する
- ・生徒指導委員会を中心に、生徒の様子について交流し、教職員間で情報を共有する
- ・保健室や相談室、スクールカウンセラーの利用について周知する

(3) いじめへの対処

ア) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・生徒の学校生活を観察する中で、からかいや暴力など、いじめにつながる恐れのある事象について、適切に指導する。
- ・いじめの疑いがある行為については、その場で即座に制止する。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との通報が寄せられた時は、いじめを受けたとされる生徒や関係する生徒から丁寧に事情を聞き出し、客観的な観点から事実確認を行う。
- ・関係する生徒の保護者に連絡し、協力を得ながら対処する。
- ・いじめ対策委員会を中心に職員間で情報を共有すると同時に、教育委員会に連絡し、連携態勢をつくる。
- ・いじめの行為が重大な犯罪である場合や、緊急に生徒の保護が必要な場合は、警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ) いじめを受けた児童生徒またはその保護者への支援

- ・いじめを受けた生徒の立場に立って受容的に事実関係を聞き取り、保護者に事実関係を伝える。
- ・当該生徒の保護を優先し、安心して生活できる環境を整えると共に、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得ながら支援する。
- ・いじめが解決したと思われる場合も、継続して見守りながら保護者との連絡を継続する。

ウ) いじめを行った児童生徒への指導またはその保護者への助言

- ・いじめを行った生徒から事情を聞き取り、客観的事実から全体的な状況を確認する。
- ・当該生徒の保護者に事実関係を伝え、協力して対応にあたる。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- ・いじめを行った生徒の抱える問題やいじめの背景に目を向け、生徒の課題を明らかにしながら健全な発達をうながす。
- ・状況に応じてスクールカウンセラーや警察に協力を依頼する。
- ・いじめを受けた生徒の安全を優先し、状況に応じて学校教育法第11条の規定に基づく懲戒を加

えたり特別指導を行う。

エ) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒には、はやしたてたり傍観したりするのもいじめに荷担することであるとの観点から、自分の問題として捉えさせる。
- ・話し合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対にゆるされない行為であることの自覚を促す。
- ・必要に応じ、保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について報告し、理解と協力を求める。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア) ネット上のいじめの防止、早期発見のための取り組み等

- ・研修を実施し、インターネットを通じて行われるいじめの実態や対応について理解を深め、教職員の対応力を高める。
- ・生徒や保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促し、被害を受けた際の相談窓口など、関係機関についての情報を周知する。
- ・日常的に生徒との信頼関係を築く。

イ) ネット上のいじめへの対処

- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれのある場合は、直ちに警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請する。

ウ) ネット上のいじめに対する対策の推進

- ・生徒に対して、情報モラルや防犯に関する教育を推進する。インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを進める。

(5) その他

ア) 学校評価

- ・いじめの実態把握や適切な指導が促されるように目標を設定し、評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に取り組む。

イ) 基本方針、年間計画の見直し

- ・策定した学校基本方針や年間計画は、PDCA サイクルに基づき、毎年見直しを行う。